



日記しところどころ

押尾翠村記

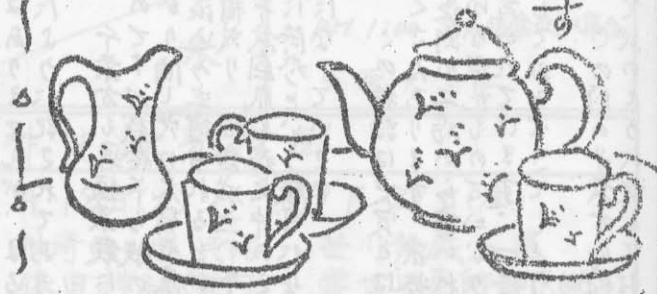
〔解説〕 この「日記ところどころ」は酒々井横町の住人、故押尾翠村氏が書き残したものである。翠村氏は本名と源蔵といい明治二十五年生まれで、昭和二十二年に五十五才で亡くなられた人であるが、郷土史の研究者として、吾々の大先輩であり、短歌、俳句もよくし、水野葉舟等とも交遊があり、中広い趣味をもっていた文化人であった。この日記には「天明から昭和まで」という附記がついているが江戸時代から明治時代中期までの記述は、何と参考として書き写したか判明しないが、酒々井の事績について貴重な資料である。ここには江戸時代は省略して一般に理解しやすい明治元年以後のものと抄録、連載することとした。

(相京晴次)

◎ 新入会員の御紹介！

- 172 和田耕一
- △ 173 木村 甚
- 174 伊島 伊子
- 175 友野 金吉
- △ 176 海野 千恵
- 177 青山 夕子
- 178 井村 むら
- △ 179 石井 たみ

暑中お見舞い申し上げます



(明治元年)

4月3日 船橋にて戦争有之候  
7日 東海道副総督、柳原前光、佐倉城請取に参り候  
8日 薩州勢、佐倉城に入り、佐倉村々一同詞書差上申候

・内野牧、柳沢牧御廃止、開懸切開申候

(明治2年)

・江戸を東京と改め、因中天子様にて相治の申候  
・神仏分離令にて別当廃止に相成り申候  
7月13日 午前3時より12時まで大嵐と相成り、妙見社内八抱の松、風折れと相成り申候  
11月 勝成院不動堂前へ石敷き申候

(明治3年)

・東城寺、地蔵院、観衆院御廃止  
・明治3年より百姓、町人亩字差許しに相成り申候  
・佐倉牧廃止に相成り申候  
10月25日 妙見社内「八抱の松」記念碑と建申候

(明治4年)

7月14日 佐倉藩と廃し「佐倉県」と改め申候  
8月 米之儀代金三両一分兩錢十一ノ百文  
9月10日 領分村々各主、組頭、百姓代御呼去右之通被申渡候

殿様東京へ跡々移住ニ付、巳年八月以前の拝借証文御下被下旧領へ、

金五千両、その内金二千三百五十両は佐倉県へ下され、此節酒々井町、村之内一軒につき金ニカブ一被下置候  
11月13日 佐倉県と印旛県と改め申候、地頭廃止

(明治5年)

3月 加村県にて御用取扱申候、27ヶ村県令廃止、右の儀は7月5日仰渡され申候  
・佐倉役所廃止、田町御門、大子御門取押い、民間役所加村(現流山市)印旛県と相成り申候  
11月下旬 佐倉管所東京伊藤新兵衛、老万五千両にて請負、明治8年に出来申候

(明治6年)

1月4日 太政官布告にて、大陰曆と太陽曆に改め、12月3日と1月1日と相定申候  
3月 酒々井村町中一軒に付、金八両三分錢三百二十文づつ金致し申候(マヌ)  
4月1日 成田山深川へ開帳に御出被改候  
8日 高礼場取松申候  
7月2日 千葉県役所開き御座候、日本六十六景、西は西京、東は東京、大阪と加えて三府、交番場は西は神戸、東は横浜に限り申候  
7月28日 加村県、千葉町妙見寺に引移り、飯塚に相用申候

(以下次号)



